

13 病院・診療所・助産所

関係条文：令別表第1(6)項イ

用途の定義	
共通する内容	<p>医療法の適用を受ける医療施設である。あん摩・マッサージ・指圧施術所、鍼灸院、柔道修復施術所（整骨院や接骨院）は該当しない。</p> <p>なお、施設の病床種別、病床数、特定診療科名(注1)、勤務する職員数により、①特定病院、②特定診療所、③非特定医療機関（有床系）及び④非特定医療機関（無床系）に区分される。</p>
病院	<p>医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう（医療法1の5①）。</p> <p>①特定病院とは、療養病床（医療法7②四）又は一般病床（医療法7②五）を有し、かつ特定診療科名(注1)があるが、勤務する職員数が満たされていない（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有していない）病院</p> <p>③非特定医療機関（有床系）とは、㉗療養病床又は一般病床を有する特定診療科名(注1)のない病院、㉘療養病床又は一般病床を有していない病院、㉙療養病床又は一般病床を有し、かつ特定診療科名(注1)があり、勤務する職員数が満たされている（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有する(注2)）病院</p>
診療所	<p>医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう（医療法1の5②）。</p> <p>②特定診療所とは、病床数が4以上であり、かつ特定診療科名(注1)を有する診療所</p> <p>③非特定医療機関（有床系）とは、㉗病床数が3以下(注3)の診療所、㉘病床数が4以上であるが特定診療科名(注1)を有しない診療所</p> <p>④非特定医療機関（無床系）とは、病床を有しない診療所</p>
助産所	<p>助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。なお、助産所においては、妊婦、産婦又はじょく婦10人以上の入所施設を有してはならないとされている（医療法②）。</p> <p>③非特定医療機関（有床系）とは、病床を有する助産所</p> <p>④非特定医療機関（無床系）とは、病床を有しない助産所</p>

(注1) 特定診療科名とは、内科、整形外科、リハビリテーション科などの産科、婦人科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、歯科、肛門外科、泌尿器科、小児科、乳腺外科、形成外科、美容外科又は医療法施行令に定める事項とを組み合わせた名称（小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科等）以外の診療科名であるものをいう（平27・3・27消防予130）。

(注2) 次のいずれにも該当すること（規5③）。

- ① 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制
- ② 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制

(注3) 医療法上の許可病床数が4以上であっても、一日平均入院患者数（1年間の入院患者の延べ数を

第3章 主たる用途別の消防設備設置基準

同期間の診療実日数で除した値)が1未満である場合は、「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱うことができる(平27・3・27消防予130)。

用途判定の行政実例等

●同一敷地内に有床病棟と無床病棟が存する場合の扱い(平28・3・31消防予100)

問 同一敷地内に令別表第1(6)項イ(1)に掲げる病院の用に供される建物が複数存しており、その中に病床を有さない建物(いわゆる「外来棟」)が独立した棟としてある場合、当該外来棟に対する消防用設備等に係る規定の適用に当たっては、令32条を適用して同表(6)項イ(4)に掲げる防火対象物に準じた取り扱いをしてよいか。

答 差し支えない。

消防設備設置基準一覧表

消防用設備等の区分		消防法施行令による基準			東京都火災予防条例による付加基準
		設置すべき面積・収容人員等(原則となる規制基準)	関係条文	設置基準の緩和	
消火設備	消火器・簡易消火用具(消火器具)	全部(令別表第1(6)項イ(1)～(3))	令10①一	令10③	部分の用途による(条例36②・37①)(※21・※22)
		延べ面積150㎡以上(令別表第1(6)項イ(4))	令10①二		
		地階・無窓階・3階以上の階床面積50㎡以上(令別表第1(6)項イ(4))	令10①五		
屋内消火栓設備		延べ面積700㎡以上 基準面積の緩和 ① 耐火構造(※1) →延べ面積2,100㎡(※13)以上 ② 耐火構造・準耐火構造(※2) →延べ面積1,400㎡(※13)以上	令11①二 令11②	令11④	地階を除く階数5以上(条例38①二)(※23)
		地階・無窓階・4階以上の階床面積150㎡以上 基準面積の緩和 ① 耐火構造(※1) →床面積450㎡以上 ② 耐火構造・準耐火構造(※2) →床面積300㎡以上	令11①六 令11②		
		全部(令別表第1(6)項イ(1)・(2))(※10)	令12①一		
地階を除く階数11以上(※12)	令12①三				
床面積の合計(平屋建て以外)3,000㎡以上(令別表第1(6)項	令12①四				

第3章 主たる用途別の消防設備設置基準

	イ(1)～(3) ※12 床面積の合計(平屋建て以外) 6,000㎡以上(令別表第1(6)項 イ(4)) ※12			② 地盤面からの高 さが31mを超える 階(条例39①五)
	地階・無窓階 床面積1,000㎡以上	令12①十 一		
	4階以上10階以下の階 床面積1,500㎡以上 ※12			
特殊消火設備	第4章2～10参照	令13	-	部分の用途による (条例40①)
屋外消火栓設備	床面積 ※3 ① 耐火建築物 9,000㎡以上 ② 準耐火建築物 6,000㎡以上 ③ その他 3,000㎡以上	令19①	令19④	-
	同一敷地内の2以上の建築物(一 の建築物とみなされるもの ※ 4)の床面積 ※3 上記①～③	令19②		
動力消防ポンプ 設備	延べ面積700㎡以上 基準面積の緩和 ① 耐火構造 ※1 →延べ面積2,100㎡ ※13) 以 上 ② 耐火構造・準耐火構造 ※2 →延べ面積1,400㎡ ※13) 以 上	令20①一 令20②	令20⑤	建築物が同一敷地内 に2以上ある場合(耐 火建築物、準耐火建 築物を除く。)で、延 べ面積の合計3,000 ㎡以上(条例40の2①) (※24)
	地階・無窓階・4階以上の階 床面積150㎡以上 基準面積の緩和 ① 耐火構造 ※1 →床面積450㎡以上 ② 耐火構造・準耐火構造 ※2 →床面積300㎡以上			
	床面積 ※3 ① 耐火建築物 9,000㎡以上 ② 準耐火建築物 6,000㎡以上 ③ その他 3,000㎡以上	令20①二 令20②		
	同一敷地内の2以上の建築物(一 の建築物とみなされるもの ※ 4)の床面積 ※3 上記①～③			
警報設 備	自動火災報知設 備	全部(令別表第1(6)項イ(1)～ (3))	令21①一	-
		延べ面積300㎡以上(令別表第1	令21①三	-

第3章 主たる用途別の消防設備設置基準

		(6)項イ(4))			
		特定1階段等防火対象物(※5)全部(令別表第1(6)項イ(4))	令21①七		
ガス漏れ火災警報設備		温泉採取設備が設けられているもの(※6)	令21の2①三	令21の2①かっこ書	-
		地階 床面積の合計1,000㎡以上	令21の2①四		
漏電火災警報器		延べ面積300㎡以上(※7)	令22①三	-	-
		契約電流容量50Aを超えるもの(※7)	令22①七		
消防機関へ通報する火災報知設備		全部(令別表第1(6)項イ(1)~(3))	令23①一	令23①ただし書	-
		延べ面積500㎡以上(令別表第1(6)項イ(4))	令23①二		
非常警報器具		-	-	-	-
非常警報設備	非常ベル、自動式サイレン又は放送設備	収容人員20人以上	令24②一	令24②ただし書	-
	非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備	地階を除く階数11以上	令24③二	令24⑤	
		地階の階数3以上			
	収容人員300人以上	令24③四			
避難設備	避難器具	2階以上の階・地階 収容人員20人以上(下階に令別表第1(1)項~(4)項・(9)項・(12)項イ・(13)項イ・(14)項・(15)項の防火対象物が存するものは10人以上)	令25①一	令25①かっこ書 令25②一ただし書	-
		3階以上の階のうち、当該階(※15)から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない階 収容人員10人以上	令25①五		
	誘導灯・誘導標識	全部	令26①	令26①ただし書 令26③	-
消防用水		敷地面積20,000㎡以上 床面積(※3) ① 耐火建築物 15,000㎡以上 ② 準耐火建築物 10,000㎡以上 ③ その他 5,000㎡以上 (※8)	令27①一	-	-

第3章 主たる用途別の消防設備設置基準

		敷地面積20,000㎡以上 同一敷地内の2以上の建築物(一の建築物とみなされるもの(※9))の床面積(※3) 上記①～③	令27②		
		高さ31m超 延べ面積(地階に係るものを除く。)25,000㎡以上	令27①二		
消火活動上必要な施設	排煙設備	-	-	-	地下4階以下の階で、 駐車場部分の床面積 1,000㎡以上(条例45 の2①)(※25)
	連結散水設備	地階の床面積の合計700㎡以上	令28の2 ①	令28の2 ③ 令28の2 ④	-
	連結送水管	地階を除く階数7以上	令29①一	-	屋上を回転翼航空機 の発着場、自動車駐 車場の用途に供する もの(条例46①二)
		地階を除く階数5以上 延べ面積6,000㎡以上	令29①二		
	非常コンセント 設備	地階を除く階数11以上	令29の2 ①一	-	地下4階以下の階で、 地下4階以下の階の 床面積の合計1,000 ㎡以上(条例46の2①)
無線通信補助設 備	-	-	-	地階の階数4以上か つ地階の床面積の合 計3,000㎡以上のも のの地階(条例46の3 ①一)	
総合操作盤	第4章11参照	-	-	-	

注 表中の(※)については、「消防設備設置基準一覧表」の見方・扱い方(73頁)参照

15 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム・老人福祉センター等

関係条文：令別表第1(6)項ハ

用途の定義							
共通する内容	令別表第1(6)項ハは、令別表第1(6)項ロ以外の施設で、自力避難が困難な者が利用する可能性があることに加え、自力避難が困難とは言いがたいものの、避難に当たり一定の介助が必要とされる高齢者、障害者等が利用する蓋然性が高い社会福祉施設等である（平26・3・14消防予81）。						
老人デイサービスセンター等	<p>① 老人デイサービスセンター（介護保険法上は、指定通所介護事業所）：65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その者を現に養護する者を含む。）を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等を供与することを目的とする施設をいう（老福法20の2の2）。</p> <p>② 軽費老人ホーム：無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設（老福法20の6）のうち令別表第1(6)項ロ(1)に該当しない施設をいう。 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で入所し、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を受けることができる施設である。 <参考> 次のものが該当する。 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令1条1項1号及び2号までに掲げる区分とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>状 態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（同省令2条1項2号に該当する状態を除く。）</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 老人福祉センター：無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう（老福法20の7）。</p> <p>④ 老人介護支援センター：地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう（老福法20の7の2）。</p> <p>⑤ 有料老人ホーム：老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜（洗濯、掃除等）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をするを約する場合を含む。）をする</p>	区 分	状 態	要介護1	要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（同省令2条1項2号に該当する状態を除く。）	要介護2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
区 分	状 態						
要介護1	要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（同省令2条1項2号に該当する状態を除く。）						
要介護2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態						

第3章 主たる用途別の消防設備設置基準

消防設備設置基準一覧表					
消防用設備等の区分		消防法施行令による基準			東京都火災予防条例による付加基準
		設置すべき面積・収容人員等(原則となる規制基準)	関係条文	設置基準の緩和	
消火設備	消火器・簡易消火用具(消火器具)	延べ面積150㎡以上	令10①二	令10③	部分の用途による(条例36②・37①)(※21・※22)
		地階・無窓階・3階以上の階 床面積50㎡以上	令10①五		
	屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上 基準面積の緩和 ① 耐火構造(※1) →延べ面積2,100㎡以上 ② 耐火構造・準耐火構造(※2) →延べ面積1,400㎡以上	令11①二 令11②	令11④	地階を除く階数5以上(条例38①二)(※23)
		地階・無窓階・4階以上の階 床面積150㎡以上 基準面積の緩和 ① 耐火構造(※1) →床面積450㎡以上 ② 耐火構造・準耐火構造(※2) →床面積300㎡以上	令11①六 令11②		
	スプリンクラー設備	地階を除く階数11以上(※12)	令12①三	令12③	① 地下4階以下の階で、地下4階以下の階の床面積の合計1,000㎡以上(条例39①四の二) ② 地盤面からの高さが31mを超える階(条例39①五)
		床面積の合計(平屋建て以外)6,000㎡以上(※12)	令12①四		
		地階・無窓階 床面積1,000㎡以上 4階以上10階以下の階 床面積1,500㎡以上(※12)	令12①十一		
特殊消火設備	第4章2～10参照	令13	-	部分の用途による(条例40①)	
屋外消火栓設備	床面積(※3) ① 耐火建築物 9,000㎡以上 ② 準耐火建築物 6,000㎡以上 ③ その他 3,000㎡以上	令19①	令19④	-	
	同一敷地内の2以上の建築物(一の建築物とみなされるもの(※4))の床面積(※3) 上記①～③	令19②			
動力消防ポンプ設備	延べ面積700㎡以上 基準面積の緩和 ① 耐火構造(※1) →延べ面積2,100㎡以上 ② 耐火構造・準耐火構造(※2) →延べ面積1,400㎡以上	令20①一 令20②	令20⑤	建築物が同一敷地内に2以上ある場合(耐火建築物、準耐火建築物を除く。)で、延べ面積の合計3,000㎡以上(条例40の2①)(※24)	
	地階・無窓階・4階以上の階 床面積150㎡以上				

2 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの又は部分

防火対象物又はその部分において、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、当該貯蔵し、又は取り扱うもの又は部分に着目して、消防用設備等の設置が義務付けられる。

2-1 指定可燃物の定義

指定可燃物とは、危令別表第4の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものとされている。

品名	数量	具体的な品名
綿花類	200kg	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料 ・製糸工程前の原毛、羽毛
木毛及びかんなくず	400kg	<ul style="list-style-type: none"> ・椰子の実繊維、製材中に出るかんなくず
ぼろ及び紙くず	1,000kg	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。） ・使用していない衣服、古新聞、古雑誌
糸類	1,000kg	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭 ・綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸
わら類	1,000kg	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草
再生資源燃料	1,000kg	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効な利用の促進に関する法律2条4項に規定する再生資源を原材料とする燃料 ・廃棄物固形化燃料（RDF等）
可燃性固体類	3,000kg	<ul style="list-style-type: none"> ・固体で、次の①、③又は④のいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20℃を超え40℃以下の間において液状となるもので、次の②、③又は④のいずれかに該当するものを含む。） ① 引火点が40℃以上100℃未満のもの ② 引火点が70℃以上100℃未満のもの ③ 引火点が100℃以上200℃未満で、かつ、燃焼熱量が34kJ/g以上であるもの ④ 引火点が200℃以上で、かつ、燃焼熱量が34kJ/g以上であるもので、融点が100℃未満のもの ・石油アスファルト、クレゾール
石炭・木炭類	10,000kg	<ul style="list-style-type: none"> ・コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するもの
可燃性液体類	2m ³	<ul style="list-style-type: none"> ・法別表第1備考14号の総務省令で定める物品で液体であるもの ・法別表第1備考15号及び16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20℃で液状であるもの

第4章 部分の用途に着目した消防設備設置基準

			<ul style="list-style-type: none"> ・法別表第1備考17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20℃で液状であるもの ・引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20℃で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250℃以上のもの ・潤滑油、自動車用グリス
木材加工品及び木くず	10m ³		・家具類、建築廃材
合成樹脂類 (注)	発泡させたもの	20m ³	・発泡ウレタン、発泡スチロール、断熱材
	その他のもの	3,000kg	・ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム

(注) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのほろ及びくずを除く。

<参考> 東京都火災予防条例では、指定可燃物として、危令別表第4に掲げられているものに加え、次のものを指定している（条例別表7）。

品名	数量	具体的な品名
紙類	10,000kg	洋紙、和紙、板紙、ルーフィング及び段ボール
穀物類	20,000kg	米粉、麦粉、ぬか、でん粉、大豆粉、粉乳及び砂糖
布類	10,000kg	不燃性又は難燃性でない織物生地及び織物製品

2-2 設置が義務付けられる消防用設備等

(1) 設置義務

令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものには、次の消防用設備等の設置が義務付けられる。

消防用設備等	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う量	関係条文	設置基準の緩和
消火器具	大型消火器以外のもの	危令別表第4で定める数量以上	令10①四 令10③
	大型消火器	危令別表第4で定める数量の500倍以上	規7① 規7②
屋内消火栓設備	危令別表第4で定める数量の750倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）	令11①五	令11④
スプリンクラー設備	危令別表第4で定める数量の1,000倍以上（可燃性液体類に係るものを除く。）	令12①八	令12③
水噴霧消火設備等(注)	危令別表第4で定める数量の1,000倍以上	令13①	令13②
自動火災報知設備	危令別表第4で定める数量の500倍以上	令21①八	令21③

(注) 水噴霧消火設備等は、次の指定可燃物の種別に応じて、設置することのできる消火設備が定められており、設置する場合には、貯蔵し、又は取り扱うもの又は部分の形態に応じ、最も適しているものを設置する（令13①）。

第4章 部分の用途に着目した消防設備設置基準

指定可燃物の種別	消火設備の種類
① 綿花類 ② 木毛及びかんなくず ③ ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。） ④ 糸類 ⑤ わら類 ⑥ 再生資源燃料 ⑦ 合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る。）	水噴霧消火設備 泡消火設備 全域放出方式の不活性ガス消火設備
① ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品に限る。） ② 石炭・木炭類	水噴霧消火設備 泡消火設備
① 可燃性固体類 ② 可燃性液体類 ③ 合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備
木材加工品及び木くず	水噴霧消火設備 泡消火設備 全域放出方式の不活性ガス消火設備 全域放出方式のハロゲン化物消火設備

<参考> 東京都火災予防条例

指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所等について、東京都火災予防条例で付加しているものは、次のとおりである。

消防用設備等の種類	指定可燃物の種別等	関係条文
消火器具	① 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は可燃性固体類等を煮沸する設備又は器具のある場所 ② 紙類（洋紙、和紙、板紙、ルーフィング及びダンボール）、穀物類又は布類（以下「紙類等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所	条例36②五・六
大型消火器	条例別表第7に定める数量の500倍以上の紙類等を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所	条例37①六
屋内消火栓設備	条例別表第7に定める数量の750倍以上の紙類等を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所	条例38①三
スプリンクラー設備	条例別表第7に定める数量の1,000倍以上の紙類等を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所	条例39①六
水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	条例別表第7に定める数量の1,000倍以上の紙類等を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所	条例40① 緩和基準（条例40⑤）